

## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 1 2 号	受理年月日	令和 8 年 2 月 4 日
件 名	ひもんや保育園民営化における行政対応の適正化を求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>1 情報開示基準の不整合と検証機会の確保について</p> <p>令和 8 年 1 月の保護者説明会において新園舎図面（案）が提示され、区からは「セキュリティの観点から回収が必要である」との説明があり、資料は回収されました。その趣旨については一定の理解をしております。</p> <p>しかしながら、その一方で、同様の図面が保護者以外の第三者より SNS 上で公開されていた状況を踏まえると、どの範囲まで、どのような条件で情報提供が可能なのかという基準が、区の中で十分に定まっていないと感じました。</p> <p>さらに、「当日配布・即時回収」という手法は、仕事や育児の都合で出席できなかった多くの保護者から、図面決定前に新園舎の安全性の検証や保育方法について質問する機会を奪うものです。すべての保護者が公平に内容を検証できるよう、図面（案）の再配布の検討を含む運用の改善を求めます。</p> <p>2 選定プロセスの不透明性と懸念事項について</p> <p>決定事業者の総合評価は、区の独自合格基準（6割）を上回る7割超でしたが、項目別評価においては事業者間で評価の差が見られる部分もあり、その評価の背景や考え方について丁寧な説明が必要であると感じました。これに対し区は、令和 8 年 1 月 26 日の保護者説明会において「総合評価は前回の民営化園と同程度の良い点数」と説明していますが、選定委員が半分以上入れ替わっている以上、点数の単純比較は客観的な指標になり得ません。そもそも比較対象とされる第二上目黒保育園（民営化園）は、令和 7 年 4 月に開設したばかりであり、その運営実態や保育の質の検証も十分になされていない段階で、良い点数と言われても、保護者として安心にはつながりませんでした。さらに区は、「委員の間で評価が分かれた」事実を認めながら、具体的な懸念内容の公開を拒んでいます。事務局自ら「あくまで感想ですが、絶対的な評価が少ないところでは、相対的なところで評価した部分もある」と言及していることも含め、専門家から示された懸念要素をブラックボックス化した状態では、不安が払拭できません。委員の中で評価が分かれた具体的な内容や、評価が伸び悩んだ項目について改善を図ることを前提とした講評の内容などについて、一部でも可能な範囲で保護者にも示してほしいと考えます。</p> <p>3 配置基準をめぐる周知のあり方について</p> <p>令和 7 年 6 月の保護者説明会で配布された公募たたき台資料には、保育士の配置基準を区立園と同等とすると明記されていたものの、その期限（5年間）が記載されていませんでした。その結果、保護者は「恒久的に配置基準が維持される」と誤認し、その場で「第二上目黒にはあった5年間の文言がなくなり、嬉しく思います」と区に感謝の発言を行いました。同席した区職員から訂正はなかったと記憶しています。その後、11月の保護者説明会において、保護</p>			

者には共有されていない区のHP上の補助金関連資料の存在について区に質問する経緯がありました。対面で生じた誤認について、十分な是正がなされないまま経過し、能動的に調べなければ把握できない資料をもって「周知済み」とする手法により、保護者として疑心暗鬼を抱く結果となりました。信義則にのっとり、メリットもデメリットも包み隠さない丁寧な説明が行われることを希望します。

(補足) 令和7年6月に実施された第三ひもんや保育園(ひもんや保育園とは別園)の保護者説明会議事録においても、保護者から「職員配置の条件は、継続して守られると考えて良いのか」との明確な確認がなされているのに対し、区からは「職員配置については、事業者の運営の補助にあたって条件にしています」との回答にとどまり、配置基準の期限(5年間)についての説明はなされていませんでした。

このように、園や説明会の別を問わず、配置基準の継続性や期限に関する説明が十分に行われてきたとは言い難く、保護者の誤認が繰り返し生じている状況がうかがえます。

#### 4 保育内容と「目黒の保育の継承」に関する説明不足について

区が素案に掲げた「目黒の保育を引き継ぐ」という方針について、具体的に何を指し、どのような仕組みによって担保されるのかが、保護者に対していまだ明確に示されていません。今回選定された新たな運営事業者は、保育内容や職員配置について丁寧な説明を行い、6年目以降においても手厚い配置基準を維持する意向を示してくださっており、保護者としては一定の安心感を持っております。その一方で、区は巡回指導によって保育の質を確保すると説明していますが、その具体的な基準や確認方法が保護者に明示されていない現状では、現時点での安心感が将来にわたって継承されるのか判断することが困難です。目黒区認可保育所指導検査基準は存在するものの、民営化園に特化した独自の追加的なチェック項目は設けられていないことが、保育施設指導検査係への問い合わせにより明らかになり、目黒の保育がどのように継承され、守られていくのかが不透明な状況です。

学童保育と保育園では管轄は異なりますが、民間事業者への指導監督不備という点では共通の課題を抱えています。過去の学童民営化では、避難訓練の未実施について、区と事業者との認識の違いにより、保護者の指摘を区は「子どもの勘違い」と退けた前例や、公園遊びや遠足の未実施、年間行事予定表の未配布、公営では年度初めに掲示やお知らせなどで周知している職員名簿の未配布などを、巡回指導でも把握できていなかった事例がありました。具体的な基準や検証手順を伴わない「巡回指導」という説明のみでは、十分な信頼や安心を置くことができません。実効性のある質担保の方策を、具体的に提示することを求めます。

#### 【陳情事項】

目黒区が推進する「ひもんや保育園」の民営化プロセスにおいて、説明の不整合や透明性の欠如を解消し、保護者との信頼関係を回復するため、以下の事項について適切な対応を求めるよう働きかけてください。

なお、本陳情は、特定の部署や個人の対応を問題視するものではなく、進め方や説明・確認のあり方における、区としての組織的・構造的な課題の改善を求めるものです。

- 1 在園児保護者が公平に内容を検証できるよう、改めて新園舎図面（案）の配布を検討するとともに、図面（案）を保育園内に備え置き、希望する保護者が園内で閲覧・確認できる機会を設けることを検討するなど、情報開示における一貫性のある基準を明示すること。
- 2 事業者選定における「選定委員の講評」について、保護者の不安を払拭するため、プライバシー等に配慮しつつ、一部でも開示可能な範囲で保護者に丁寧な説明を行うこと。
- 3 配置基準や巡回指導の仕組みについて、これまでの民営化事例の経験を踏まえ、保育の質が継続的に確保される具体的な方策を示すこと。